

令和8年度ボートレース福岡公式SNS用ショート動画制作配信委託 仕様書

- 1 件名 令和8年度ボートレース福岡公式SNS用ショート動画制作配信委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 予算(上限) 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※令和8年度予算成立をもって確定する。

4 実施目的

本業務は、ボートレース福岡の認知度向上および若年層・ファミリー層の新規ファン獲得を目的として、SNS向けショート動画を制作するものである。ボートレースおよびボートレーサーの魅力を実効的に発信し、SNS上での拡散を促進することを目指す。

<目標>

- ・動画1本あたりの平均再生回数5万回以上
- ・エンゲージメント率4%以上

5 業務内容

ショート動画を企画・撮影・編集し、公式SNSで配信すること。

6 業務の詳細

- (1) 年間24本以上のショート動画を制作し、公式SNSで配信すること。
※媒体ごとに最適化した縦型動画(9:16)を基本とする。
※動画にはテロップをつけること。
※BGMや効果音は、著作権処理済みのものを使用すること。
※投稿する際に使用するサムネイル画像を制作すること。
- (2) 掲載媒体はボートレース福岡各種公式SNS(TikTok、Instagram、X、YouTube)とする。
※動画の尺は1本あたり15~45秒を基本として、掲載媒体に適した尺を設計すること。
ただし、企画上必要と認められる場合は、90秒程度まで延長できるものとする。
- (3) 毎月15日までに前月の運用実績について、投稿実績、数値分析、課題整理及び改善提案を含む報告書を提出すること。
なお、再生回数、再生完了率、エンゲージメント率は必須項目とする。
- (4) 制作した動画を、MP4ファイルで本市に納品すること。

7 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作された物(以下「制作物」という。)に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とするものとする。
- (2) 制作物のうち、第三者が有する著作物等(以下、「既存著作物」)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。

- (3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

8 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) アカウント運用等

①受託者は、投稿内容について事前に本市の承認を得たうえで公開すること。

②契約終了後、受託者はすべてのアクセス権限が削除されるよう、必要な手続きを即時に行うものとする。

③受託者は、批判投稿や誤情報拡散等の問題発生時には速やかに報告し、独断での対応を行わないこと。

④本業務により取得したデータ、分析結果は本市に帰属するものとし、契約終了時には、すべてのデータを引き渡すこと。

9 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

(3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(4) 本委託業務等の再委託先事業者は、本市の競走入札参加停止期間中及び排除措置期間中であってはならない。

10 留意事項

(1) 別紙「ポータルレース広告・宣伝指針」「インターネット番組等の作成における基本的事項」を遵守すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ決定する。